

利用会員 104 人
賛助会員 120 人
(内法人団体 7 団体)
活動会員 10 人
令和 7 年 12 月 1 日

まごの手通信

第48号



事務所開設時間
○月～金曜日○
9:00～17:00

発行：認定特定非営利活動法人 まごの手 理事長：小暮悦子 発行日：令和 7 年 12 月 19 日 編集：まごの手通信編集委員会
所在地：〒327-0314 佐野市新吉水町 375 電話：0283-85-8720 FAX：0283-85-8721
ホームページ <http://npomagonote.com> →令和 7 年度より

～楽しかったふれあいコンサート～

11月9日（日）午後1：30～3：00とちのみ学園地域交流ホームで、「まごの手」主催「ふれあいコンサート」開催。約90人が、楽しみました。



【川上厚子先生の体と脳のリフレッシュ】

映像での「まごの手」紹介、川上厚子先生と歌を交えながら「体と脳のリフレッシュ」など。後半は、「ジンジャーエール」の皆さんによるフルート、ギター、ピアノとボーカルの演奏、赤とんぼや北酒場など。会場からは、「知ってる！できます！」などの声援もあり、楽しい時間があつという間に過ぎました。参加された皆さん、会場をお貸しくださいましたとちのみ学園様、ボランティアの皆さん、ありがとうございました。また、当日ご寄附をいたしました皆様、ありがとうございました。

【赤見地区社協研修にてまごの手へ来訪】

11月13日赤見地区社協の役員の方が5人来訪。病院への送迎の利用は、介護認定を受けていることが法律で決められていますが、付添や買い物支援「ふれあいハウス」利用などは制度外で、迅速に柔軟に対応していること、また、利用料の話などを交流しました。



「まごの手」の活動を参考にしていただき、さらに地域福祉が住民の助け合い支え合いで広がることを互いに確認し合いました。

←赤見地区社協の皆さん



↑コンサートでのジンジャーエールの皆さんのお演奏の様子

今年も「認定 NPO 法人」に！ まごの手の認定特定非営利活動法人が更新

令和 7 年 7 月 4 日、栃木県よりまごの手の認定特定非営利活動法人（以下 認定 NPO 法人）の更新が認められました。認定 NPO 法人とは NPO 法人の中で、その活動がより広く地域に必要とされていると、認められた NPO 法人のことです。

「より広く地域に必要とされている」とはどういう事でしょうか？わかりやすい目安として、「公的事業を広く行っている」 もしくは、「3 千円以上の寄付者（まごの手は賛助会員も含む）が 100 名以上いる」などです。

まごの手は 「3 千円以上の寄付者が 100 名以上いる」 ことのほか、定款の制定、登記、事業報告、情報公開など、適切に行っているとして、管轄庁である栃木県に認められたのです。更新は、ひとえに皆様のご支援によるものです。また、佐野市では「認定」とつく NPO 法人は「まごの手」だけです。

まごの手は、地域の皆様に必要とされ、応援していただける活動になるよう、力を合わせて頑張って参りますので、今後とも、よろしくお願ひ致します。（菱田）

～～～病院への送迎・付き添いの希望者のために、活動会員急募！お電話ください。～～～